

令和 7 年度

佐賀県事務マネジメント評価報告書

令和 8 年 9 月

佐賀県

令和7年度 佐賀県事務マネジメント評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 事務マネジメントの整備及び運用に関する事項

知事部局においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「佐賀県事務マネジメントに関する方針」（令和2年3月23日策定。以下「基本方針」という。）を策定し、財務に関する事務に係る事務マネジメント体制の整備及び運用を行っています。

なお、事務マネジメントは、事務マネジメントの各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、絶えず見直しを行いながら、適正な制度の運用に努めてまいります。

2 評価手続

令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、ガイドライン及び基本方針に基づき、財務に関する事務に係る事務マネジメントの評価を実施しました。

3 評価結果

評価を実施した結果、全体として各評価項目について適切な対応がなされており、事務マネジメントはおおむね有効に運用されているものの、依然として別紙のとおり運用上の重大な不備が生じており、一部の評価項目においては有効に運用されていなかったことから、事務マネジメントのさらなる徹底を図る必要があると考えます。

4 不備の是正に関する事項

佐賀県は、地域の未来を見据えて、従来の発想だけにとらわれずに新たな取組に果敢に挑戦しながら県政運営を進めています。

そうした中で、事務の適正な管理及び執行を図ることは前提であり、不備が発生した場合には、速やかに公表し、是正措置を講じるとともに、事案を踏まえて全庁的な調査を実施し、その内容や原因を組織全体で共有することで、潜在的なリスクを積極的に把握し、全庁的な改善につなげることが事務マネジメントとしてのあるべき姿と考えています。

人は誰しも誤りを起こし得るという認識のもと、一つ一つの事案に真摯に対応して改善を積み重ねながら、県民に信頼される透明で持続可能な行政運営の実現に努めてまいります。

令和8年9月8日 佐賀県知事 山口祥義

〈別紙〉

重大な不備及びその是正の概要

(1) 国庫補助金に係る不適切な事務処理について（1件）

（令和6～7年度事案 令和7年度覚知）

【県土整備部】

国庫補助金に係る事務処理において、繰越手続を行わずに令和6年度内に事業が完了したものとして国庫補助金の一部を受け入れたほか、あらかじめ国の承認が必要な流用手続を行っていないなどの不適切な事務処理を覚知しました。

これは、予算の令達方法や管理に不備があったことに加え、組織としてのチェック機能が十分でなかったことが原因です。

判明後、交付決定の取消し等に伴い発生した国庫補助金の返還及び加算金については、国に対して返還及び支払いを行いました。

是正措置としては、適切に予算を管理するため、令達方法等の見直しを行うとともに、予算に関する研修を実施し、所属におけるチェック体制を強化しました。

(2) 交付金の未交付及び誤交付について（2件）

（令和3～7年度事案 令和7年度覚知）

【総務部（1件）、地域交流部（1件）】

国有資産等所在市町村交付金に係る事務処理において、交付対象資産の精査を行う中で、システムへの入力誤りや関係所属からの報告漏れ等による未交付や交付対象資産の確認が不十分であったことによる誤交付が生じていたことを覚知しました。

これは、制度に関する理解不足に加え、組織としてのチェック機能が十分でなかったことが原因です。

判明後、過大交付分については市と協議の上、返還いただきました。また、未交付分については、各市町に対して追加交付を行いました。

是正措置としては、交付対象資産の適正な把握及び確認を徹底するとともに、制度に関する職員の理解向上を図るため、研修を実施しました。また、再発防止を徹底するため、所属におけるチェック体制を強化しました。

(3) 工事費の過大支出及び過小支出について (5件※)

※所属の重複があるため内訳件数とは一致しない

(令和2～6年度事案 令和7年度覚知)

① 算定誤りによるもの

【地域交流部 (1件)、農林水産部 (2件)、県土整備部 (2件)】

令和7年6月に公表した県発注工事における工事費の過大積算事案を受け、過去5年分の追加調査を実施した結果、同様の事案があったことを覚知しました。

具体的には、現場管理費等の諸経費の算定誤りにより、工事費が過大又は過小となっていたものです。

これは、施工条件の変更に伴う設計変更時において、材料に係る諸経費の算定を誤ったためであり、積算基準に関する理解不足に加え、組織としてのチェック機能が十分でなかったことが原因です。

判明後、過大及び過小に支出した工事費については請負業者と協議の上、返還等をしていただきました。また、過大に受け入れていた交付金及び負担金については、国及び市町等に対して返還を行いました。

是正措置としては、積算基準に関する職員の理解向上を図るため、各所属において情報共有や定期的な研修を実施しました。また、工事費の適正な算出を徹底するため、チェックリストを見直すなど所属におけるチェック体制を強化しました。

② 設計誤りによるもの

【地域交流部 (1件)】

令和7年度港湾関係補助工事通常(成果)検査により、工事費が過大となっていたことを覚知しました。

これは、浚渫工の施工条件の変更に伴う設計変更時において、使用する船種の変更に伴い、積算基準に基づき法面余堀幅を変更すべきであったものを、当初発注どおりの幅で施工したためであり、積算基準に関する理解不足に加え、組織としてのチェック機能が十分でなかったことが原因です。

判明後、過大に受け入れていた交付金及び負担金については、国及び町に対して返還を行いました。

是正措置としては、積算基準に関する職員の理解向上を図るため、当該事案について各所属に対して情報共有や指導を実施しました。また、工事費の適正な算出を徹底するため、所属におけるチェック体制を強化しました。

(4) 補助金の過大交付及び過小交付について(3件)

(平成29～令和6年度事案 令和7年度覚知)

【健康福祉部(2件)、産業労働部(1件)】

補助金に係る事務処理において、補助金算定の基礎となる数値の確認が不十分であったことや、仕入控除税額の報告漏れ等により、補助金の過大交付及び過小交付が生じていたことを、監査指摘等により覚知しました。

具体的には、申請内容の確認が十分でなかったことにより、本来計上すべきでない内容を含めて算定したものや、要綱を誤って認識したまま補助事業者に指導した結果、補助金の過大交付及び過小交付が生じたものです。

これは、制度に関する理解不足に加え、申請内容の審査及び組織としてのチェック機能が十分でなかったことが原因です。

判明後、過大交付分については補助事業者と協議の上、返還いただきました。また、過小交付分については、補助事業者に対して追加交付を行いました。

是正措置としては、審査体制の強化を図るため、チェックリストの整備を行いました。また、再発防止を徹底するため、所属におけるチェック体制を強化しました。

(5) 備品、物品の亡失・損傷について(1件)

(令和7年度事案 令和7年度覚知)

【農林水産部】

物品の管理において、内容物の名称等が記載されていない瓶の中身を確認しないまま処分しようとし、農薬散布用タンクへ投入した結果、タンク内に水銀が沈殿し、タンクの廃棄及び水銀の運搬・処分に係る不要な費用が発生していたことを覚知しました。

これは、水銀が入った瓶が処分予定の農薬と同じ場所に保管されていたためであり、毒物及び劇物の取扱いに関する認識が不足していたことが原因です。

また、本事案による人的被害や環境汚染は確認されませんでした。

判明後、関係法令に基づき、タンクの廃棄及び水銀の運搬・処分を行いました。

是正措置としては、適切な備品物品の管理をするため、毒物及び劇物管理規程に沿った厳重な管理を周知徹底するなど所属におけるチェック体制を強化しました。